

亀山市公告第19号

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の5第1項の規定により亀山市森林整備計画をたてたので、同条第10項の規定により公表する。

なお、当該亀山市森林整備計画の案の縦覧期間中（令和4年2月10日から同年3月12日まで）において、次のとおり意見の申立てがあったので、同項の規定により公表する。

令和4年3月30日

亀山市長 櫻井 義之

森林法第10条の5第7項の規定により読み替えて準用する第6条第2項の規定により申立てがあった意見の要旨及び当該意見の処理の結果

別紙のとおり

(別紙)

項目	意見の要旨	処理の結果
P16	◇別表1 区分「木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」について、区分「木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林」の欄を追加されたい。	反映済み（記載追加）
P16	◇別表1 区分「保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」について、亀山森林公園周辺、観音山、石水溪など、保健機能の維持増進を図ることの望ましい箇所において、区域設定をすることが望ましい。	次回以降検討を行う。
P16	◇別表1 「文化機能維持増進森林」について、現在は設定はないが、野登寺周辺、能褒野神社周辺、正法寺山荘跡周辺など、文化機能の維持増進を図ることの望ましい箇所において、区域設定をすることが望ましい。	次回以降検討を行う。
P22	3 作業路網の整備に関する事項 規定、指針等について、以下のとおり修正することが望ましい。 ・林業専用道作設指針（平成22年9月24日22林整整第602号林野庁長官通知） ・三重県林業専用道作設指針 ※括弧書き削除 ・森林作業道作設指針（平成22年11月17日22林整整第656号林野庁長官通知） ・三重県森林作業道作設指針 ※括弧書き削除 ・民有林林道台帳について（平成8年5月16日付け8林野基第158号林野庁長官） ・三重県作業道規定は廃止されていることから、「三重県造林作業道等実施要領」とすること。	反映済み（記載修正）
P23	(2) 林業従事者の確保 イ：月給制、週休制、社会保険の条件を備えた雇用形態を実現します。 市内に拠点をもつ林業事業者において、これらはすでに実現済みであることから、記載内容の見直しを検討されたい。	反映済み（記載削除）
P25	IV 森林の保健機能の増進に関する事項 保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林が設定されていることから、必要となる項目を記載することが望ましい。	反映済み（記載追加）
P27	3 住民参加による森林の整備に関する事項 (1) 地域住民参加による取り組みに関する事項 市内において、企業の森の取組が行われていることから、住民に加え、企業についても記載されたい。	反映済み（記載追加）